

# ご利用ください! 勤労者住宅資金貸付制度

町では勤労者の住宅取得を支援しています。制度の概要は次のとおりです。

対象/次の①～⑤の要件をすべて満たす方

- ①町内に居住しているか、または居住しようとする方
- ②同一事業所に、2年以上引き続き勤務している方
- ③20歳以上55歳以下の方
- ④返済しながら生活に支障のない方
- ⑤町税を完納している方

資金の用途/利用申込者が、町内に居住するための住宅の新築、増改築、購入(中古住宅・マンションを含む)、借地買い取りの資金に限ります。

貸付の条件/

貸付金額	500万円以内(無担保は300万円以内)
貸付利率	変動金利2.115%(無担保は2.20%固定) ※金利情勢により変更になる場合があります。変更となった場合、実際の融資金利は申し込み時点ではなく、借入時点の金利が適用されます。
貸付期間	25年以内(無担保は10年以内)
償還方法	元利均等月賦返済(ボーナス併用返済、繰上償還可)
担保	資金の用途となった対象物件に中央労働金庫の第1位順位の抵当権を設定します。ただし、住宅金融支援機構等の公的機関との併用の場合は第2位順位以下でも可能です(住宅金融支援機構フラット35も取り扱います)。
保証	一般社団法人日本労働者信用基金協会の保証が必要です。 ※金利とは別に、次の保証料が必要です。 ・有担保0.24%(月次後払い方式) ・無担保0.73%(一括前払い方式)
手数料	取扱金融機関所定の手数料が必要です。

提出書類/寄居町勤労者住宅資金利用申込書、源泉徴収票(給与明細書)、納税証明書

受付時間/月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時

受付場所/商業観光振興課

## 借り入れ手続き



※中央労働金庫での審査の結果、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

問い合わせ/商業観光振興課(☎581・2121内線442)へ。



**実施します! 7月17日から 食品等放射性物質簡易検査**

町では、消費者の安全・安心を確保するため、消費者庁から貸与された機器を用いて、食品等の放射性物質簡易検査を実施します。検査は完全予約制となりますので、希望する方は検査希望日の前日までに電話等でお申し込みください。

**対象者/町内に住所を有する方**

**検査対象物/町内で購入した食品等**

**検査日時/月(金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時～11時、午後1時～4時)**

※検査には1時間程度かかります。

**検査場所/商業観光振興課**

**費用/無料**

その他/検体は、調理直前の状態にし、5ミリメートル以下(ペリスト状になる程度)に刻み、ビニール袋に入れ、0.5キログラム程度を持参してください。なお、検査済みの検体はお持ち帰りください。

**申し込み・問い合わせ/商業観光振興課(☎581・2121内線442)へ。**



# 供用開始! 折原地区農業集落排水施設

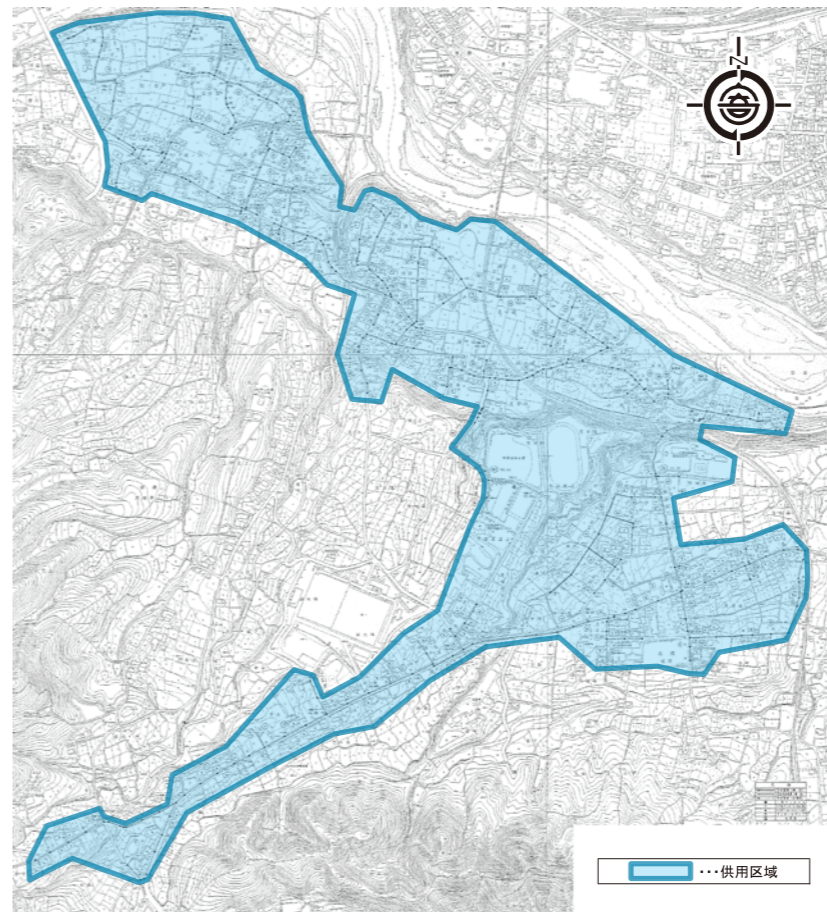
平成18年度から整備に着手した折原地区農業集落排水施設が、7月1日に供用開始になりました。関係地域の皆さんのご協力のもと、管路施設・処理施設の整備が完了し、今後は受益者の皆さんに接続していただくこととなります。

供用区域/大字折原・立原・秋山の一部が該当します。

**接続工事はお早めに 受益者(施設維持管理組合員)の方**

工事業者に依頼してください。工事業者は町に登録された下水道排水設備指定工事店ではなくてはなりません。工事完了後は検査があります。

折原地区 農業集落排水施設供用開始区域図



供用区域内で受益者(施設維持管理組合員)でない方

まず、受益者で組織する施設維持管理組合に加入していただく必要があります(同意書の提出、分担金の納付等が必要です。その他の手続きも必要ですので、詳しくはお問い合わせください)。

◎接続したら

接続後は正しい使い方を心がけてください。

- ・流せる水は、水洗トイレおよび生活雑排水等に限られます。雨水は流さないでください。
- ・油、髪の毛、生ゴミ、紙おむつなどは流さないでください。
- ・洗剤はできるだけ無リンのものをご使用ください。

問い合わせ/上下水道課(☎581・2121内線261、269)へ。

**法令に基づく水道メーターの交換作業にご協力を!**

水道メーターは「計量法」により、製造から8年を経過する前に取り替えることになっています。今年は、次の日程で該当するご家庭等に伺い、メーターの交換を行いますので、皆さんのご協力をお願いいたします。

交換作業は町指定の水道工事店が行いますが、町が作成した作業従事者の名札を着用しています。

交換期間	7月中旬～8月下旬
対象地域	栄町、武町の一部、茅町の一部、花町、下郷、塚越、伊勢原の一部、赤浜の一部、塚田、牟礼、今市、鷹ノ巣、西古里

また、対象地域外でも、製造から8年を経過したメーターは交換の対象となります。その場合も7月中旬から8月下旬にかけて作業を行います。

なお、水道メーターは町の貸出品ですので、交換に伴う費用は無料です。

作業を迅速に行うため、次のことにご協力をお願いします。

- ・メーターボックスの上に物を置かないでください。
- ・メーターボックスの中はきれいにしておいてください。
- ・メーターボックスの近くに犬をつながないでください。

問い合わせ/上下水道課(☎581・2121内線264)へ。